

指定管理者の決定について

平成28年度から長崎市古賀地区市民センターの管理運営を行う指定管理者について次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市古賀地区市民センター
- 2 指定管理者の名称 古賀地区市民センター運営委員会
- 3 指定管理者を決定した理由

地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された運営委員会に委託することにより、サービスの向上・地域コミュニティの活性化が見込めることから、古賀地区市民センター運営委員会を指定管理者として非公募により選定するもの。